

○豊橋市障害者医療費の助成に関する条例

昭和48年10月6日

条例第45号

豊橋市障害者医療費の助成に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、心身障害者の福祉の増進をはかるため、心身障害者の医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の1級から3級までに該当する障害を有する者
- (2) 手帳所持者であつて、等級表の4級に該当する障害を有する者のうち、その障害名が腎臓機能障害とされている者
- (3) 手帳所持者であつて、等級表の4級から6級までに該当する障害を有する者のうち、その障害名が進行性筋萎縮症とされている者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所その他の判定機関により、知能程度が中度又は重度と判定された者
- (5) 自閉症の診療経験を有する医師により自閉症状群と診断された者  
(一部改正〔昭和53年条例20号・59年29号・36号・平成9年5号・17年15号・20年19号〕)

(受給資格者)

第3条 この条例により障害者医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する心身障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

(一部改正〔昭和53年条例20号・57年71号・61年12号・平成20年19号〕)

(居住地特例)

第3条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる心身障害者については、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる心身障害者については、前条の規定にかかわらず受給資格者としなない。

(追加〔平成18年条例41号〕)

(適用除外)

第4条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が同法第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- (3) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第11号）に規定する子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (4) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

(追加〔昭和57年条例71号〕、一部改正〔平成5年条例18号・15年16号・16年17号・18年41号・20年19号・38号・24年12号・26年33号・30年12号〕)

(助成の範囲)

第5条 市長は、心身障害者が受給資格者になった日の属する月の初日以降において、疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付を受けた場合（付加給付にあつては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受

けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を障害者医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部改正〔昭和53年条例20号・57年71号・61年12号・平成18年34号・20年19号〕)

(受給者証)

第6条 市長は、受給資格者から申請があった場合には、規則の定めるところにより、障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

2 受給資格者は、前条第1項の規定による障害者医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(一部改正〔昭和57年条例71号・61年12号〕)

(助成の方法)

第7条 障害者医療費の助成は、当該医療費を医療機関等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めるときは、受給資格者に支払うことにより障害者医療費の助成を行うことができる。

(一部改正〔昭和57年条例71号・61年12号〕)

(届出義務)

第8条 受給資格者が、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔昭和57年条例71号〕)

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給資格者が障害者医療費の助成に係る当該疾病又は負傷に関し損害賠償の支払いを受けたときは、その額の限度において障害者医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔昭和57年条例71号・61年12号〕)

(助成費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により障害者医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(一部改正〔昭和57年条例71号・61年12号〕)

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 この条例による障害者医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(一部改正〔昭和57年条例71号・61年12号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、心身障害者の医療費の助成に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔昭和57年条例71号〕)

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、昭和48年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日から施行日の前日までに行われた医療に関する給付については、第5条の規定にかかわらず、第6条の規定を適用して医療費の助成を行うものとする。

(豊橋市国民健康保険条例の一部改正)

- 3 豊橋市国民健康保険条例（昭和34年豊橋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「又は豊橋市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年豊橋市条例第31号）」を「、豊橋市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年豊橋市条例第31号）又は豊橋市障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第45号）」に改める。

附 則（昭和53年3月31日条例第20号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月22日条例第71号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年 9 月19日 条例第36号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和61年 3 月31日 条例第12号）

この条例は、昭和61年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月31日 条例第18号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月31日 条例第 5 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日 条例第16号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日 条例第17号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日 条例第15号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日 条例第34号）  
（施行期日）

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例、豊橋市障害者医療費の助成に関する条例、豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例、豊橋市老人医療費の助成に関する条例及び豊橋市保健所条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療又は診療について適用し、同日前の医療又は診療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 6 月15日 条例第41号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成18年 8 月 1 日から施行する。

（豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第 2 条の規定による改正後の豊橋市障害者医療費の助成に関する条例（以下「新

障害者医療費助成条例」という。)の規定は、施行日以後の医療から適用し、施行日以前の医療については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に第2条の規定による改正前の豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の規定により本市の障害者医療費の助成を受けていた者であって、新障害者医療費助成条例の規定により当該助成が受けられなくなったもの(他の地方公共団体の条例等により豊橋市障害者医療費の助成に関する条例と同等の助成を受けることができる者を除く。)に関する障害者医療費の助成については、なお従前の例による。
- (委任)

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成20年3月31日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月19日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月19日条例第33号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日以前の医療については、なお従前の例による。